

千葉県社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県社会福祉審議会条例（平成12年千葉県条例第10号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、千葉県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 条例第7条第1項に規定する専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第3条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第2条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。

2 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(専門分科会の議事)

第4条 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要又は異例な事項についてはこの限りでない。

2 専門分科会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

(部会)

第5条 条例第7条第2項に規定する審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、令第3条第2項の規定に基づき、委員長が指名する。

2 条例第7条第3項に規定するあんしんケアセンター等運営部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 条例第7条第4項に規定する処遇検討部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 各部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(部会の議事)

第6条 審議会は、次の各号に掲げる諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる部会の決議をもって審議の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度、医師の指定及び取消に関して諮問 審査部会

(2) 地域包括支援センター並びに地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関する諮問 あんしんケアセンター等運営部会

(3) 児童の処遇に関して諮問 処遇検討部会

2 部会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

(小委員会)

第7条 審議会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 小委員長は、その小委員会の事務を掌理する。

5 小委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(小委員会の議事)

第8条 小委員長は、小委員会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

2 小委員会の招集、議事の定員数及び表決数については、審議会の例による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉局保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 千葉県社会福祉審議会運営要綱（平成4年6月8日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。